

月次総会議事録

令和 8 年（第 2 回）加古川市農業委員会月次総会

令和 8 年 2 月 2 5 日（水）

加古川市役所新館 9 階 1 9 1 会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
1 0 都倉 澄子	1 1 岡本 善四郎	1 2 庄司 学
1 3 長井 義弘	1 4 柳 晴久	1 5 柿本 真千代
1 7 久保田 四郎	1 8 丸山 良作	

欠席

8 前田 祥道

事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	池田 健司	主事	高橋 周

農林水産課

農政係	主事	原田 遼太	書記	甲斐 彩香
-----	----	-------	----	-------

現地調査（東地区）

2 月 1 8 日（水） 午前 1 0 時から

馬田会長、都倉正農政委員長代理、橋本委員、都倉澄子委員 事務局 2 名

現地調査（西地区）

2 月 1 8 日（水） 午後 1 時 1 0 分から

馬田会長、都倉正農政委員長代理、柿本委員、藤原委員 事務局 2 名

馬田 禔紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後1時30分

議長 ただ今より、令和8年第2回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 16名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、13番 長井 義弘 委員、14番 柳 晴久 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第9号を議題といたします。議案第9号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解約の申入れについて、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第9号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 志方町上富木 []、[] 平米。

貸人 [] さん、借人 亡 [] 相続人 [] さん
外。権利の種類 残存小作。

なお、この案件につきましては、令和7年第12回月次総会の議案第139号並びに令和8年第1回月次総会の議案第9号としてご審議いただいています。その際、賃借人の相続人は4名いることがわかっていますが、そのうちの2名については住所が判明していないことから、所有者も事務局も意

思確認ができておらず、当分の間は賃借人の相続人との合意解約に向けて協議を進めていくことが適当とご説明申し上げ、月次総会では保留となっております。現在、住所が判明した2名に対して意思確認を行っているところで、今月においても、許可・不許可の意見をまとめるのではなく、保留が適当と考えています。

なお、申請があってから期間が経っていることを踏まえ、賃借人の相続人に対しては、2月末までに何らかの意思表示することをお願いしています。連絡がなかった場合は事務局より賃借人に対して、相続人4名全員に対しての解約許可申請へ変更することも考えるように伝える予定です。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第9号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、本件については賃借人の相続人との連絡が続いており、現時点で農業委員会の意見をまとめることは難しいため、採決を行わず、引き続き保留としたいと思いますが、異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第9号については保留といたします。

議長 次に、議案第12号を議題といたします。
議案第12号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町大野[] 外1筆、計[]平米。[]さんから、[]さんへ。新設農家。

2 加古川町大野[]、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

3 神野町石守[]、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

4 山手二丁目 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

議案書 3 ページをご覧ください。

5 平岡町二俣 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

6 八幡町下村 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

7 平荘町山角 [] 外 4 筆、計 [] 平米。 [] さん及び [] さんから、株式会社 [] へ。農地所有適格法人。

議案書 4 ページをご覧ください。

8 平荘町里 [] 外 2 筆、計 [] 平米。 [] さん 外 4 名から、 [] さんへ。新設農家。

9 上荘町都染 [] 外 1 筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定。

10 上荘町都染 [] 外 1 筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定。

11 上荘町都染 [] 外 2 筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。使用貸借権設定。

議案書 5 ページをご覧ください。

12 東神吉町神吉 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] 株式会社へ。農地所有適格法人。

13 西神吉町岸 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

14 志方町上富木 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家 4 件について、6 番の案件についてはヒアリングを実施しています。それ以外の 3 件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 1～4 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長

事務局の議案朗読及び説明は終わりました。

ここで、6 番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。2月19日火曜日、午前9時15分より、丸山副会長と私、事務局2名の合計4名で、議案第12号の6番の譲受人である、■■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

申請地は、■■■■■さんの農地ですが、■■■■■さんが申請し、今回初めて農地を取得することになりました。農業経験はご家族の家庭菜園を手伝っていた程度ということですが、もともと農業に興味もあり、定年退職後も見据え、農業に取り組みたいと令和元年ごろから農地を探されていたとのことでした。

作付け予定の作物は水稻で、■■■■■さんが主体となり、友人からアドバイスを受けつつ配偶者及び母親と協力しながら取り組みますとのことでした。農機具については、トラクターなどの必要な機材を友人から借り受けたりする予定で、ゆくゆくは自分で購入したいとのことでした。将来的には、事業が軌道に乗れば規模拡大も視野に入れているとのことでした。

水管理のルール等については、地元の役員に確認しており、申請農地周辺の状況も十分に把握されているとのことでした。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第12号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第12号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第12号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第13号を議題といたします。

議案第13号の16件については、1月14日から2月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第14号を議題といたします。

議案第14号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。露天駐車場用地。

2 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付。疎明書添付。

3 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付。疎明書添付。

4 志方町畑 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。道路及び露天駐車場用地。始末書添付。

5 志方町畑 [] 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電施設用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。また、2番及び3番の案件については、隣接同意不添付にかかる聞き取り調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年2月18日、調査者は、馬田会長、都倉農政委員長代理、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第14号の1番。申請の土地の位置は石守の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が水路、北が水路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願い

いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年2月18日、調査者は、馬田会長、都倉農政委員長代理、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第14号の2番。申請の土地の位置は升田の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が田・宅地、南が田、北が道路。

次に、議案第14号の3番。申請の土地の位置は升田の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が田。以上2件の地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

なお、この2件についてはヒアリングが実施されていますので、隣接農地への影響については、そこでご判断いただきたいと思います。

次に、議案第14号の4番。申請の土地の位置は畑の中、現況は休耕田及び道路。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が山林、北が道路となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第14号の5番。申請の土地の位置は畑の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が雑種地、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上2件、地元立会委員は、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番並びに3番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。議案第14号の2番及び3番について、一部の隣接農地所有者の同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、2月18日水曜日に、馬田会長、都倉正委員、久保推進委員と私、事務局3名の合計7名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった升田■■■■及び■■■■の隣接農地所有者の■■■さんから聞き取りを行いました。同意をされなかった理由について、かねてより■■■■への進入に利用していた■■■■の通路が発電施設のフェンスのためにふさがれてしまうこと、さらに共有のために通路幅を半分にされるとトラクターが出入りできないので農作業上支障があるとのことでした。東側に代替通路の設置の提案を受けたが、費用等の面や信用の問題で同意できなかったとのことでした。

■■■■の隣接農地所有者の■■■さんについては、当日はお見えになりませんでしたが、事前にお越しいただいた際に、北側の畑に太陽光パネルの影がかかるため承知できない。影がかからないように境界からの距離を十分とってほしいとお話しされていました。

次に、転用事業者の社員から聞き取りを行いました。同意書が添付されて

いない理由について、■■■さんの場合は幾度となく提案をしたが、農業委員会の方針を示してもらえない限り同意できないとのことでした。■■■さんについてはご指摘を受け4メートル後退をさせ配慮したが、隣接の敷地内に完全にかからないようにするためには十数メートルも南に後退せざるを得ず、経営的には不可能であり、完全に要求をのむことはできないため同意をもらえなかったとのことでした。

農業委員会として、進入通路についてはお互いの意見に齟齬があるように思えたため、改めて■■■さんに説明を行い、■■■■への代替通路の確保を確約するよう、また■■■さんについても辛抱強く説明を行い、そのうえで早急に結果の報告をするよう転用事業者に求めました。

以上で聞き取り調査の報告を終わりますが、その後転用事業者から連絡があったかについては、事務局から説明をお願いします。

議長 この案件について、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 さきほど長井委員から聞き取り調査の報告をしていただきましたが、その後、事業者側から進捗についての報告はありません。隣接農地の進入路の確保ができていない段階では、許可・不許可の意見をまとめるのは難しく、保留が適当と考えています。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第14号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第14号について、2番、3番以外については許可相当の意見書を添付して県に進達し、2番、3番について審議保留として異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第14号について、2番、3番以外については許可相当の意見書を添付して県に進達し、2番、3番について審議保留とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第15号を議題といたします。

議案第15号の4件については、1月14日から2月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第16号を議題といたします。

議案第16号の9件については、1月14日から2月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第17号を議題といたします。

議案第17号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第17号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 東神吉町天下原■■■■、■■■平米。■■■■さん。駐車場用地。一部転用、■■■■平米のうち■■■平米。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年2月18日、調査者は、馬田会長、都倉正農政委員長代理、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第17号の1番。申請の土地の位置は天下原の中、現況は休耕田。申請地の土地の一部を農作業用の車両置場として利用するものであり、転用されても周辺農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第7号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第17号について、受理することに決定

して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第17号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第18号を議題といたします。
議案第18号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明をお願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第18号 非農地証明願承認のこと。

1 八幡町宗佐■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成2年頃より。

2 平荘町小畑■■■■ 外2筆、計■■■■平米。■■■■さん、昭和36年頃より。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉澄子です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年2月18日、調査者は、馬田会長、都倉正農政委員長代理、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第18号の1番。申請の土地の位置は宗佐の南。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、前田委員、八代醒推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2 番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号 15 番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 8 年 2 月 18 日、調査者は、馬田会長、都倉正農政委員長代理、藤原委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 18 号の 2 番。申請の土地の位置は小畑の東。現況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、来田推進委員、藤原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第 18 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 18 号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第 18 号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第 19 号を議題といたします。

議案第 19 号の 3 件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第 20 号を議題といたします。

議案第 20 号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書 22 ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、八幡町上西条地区及び平荘町上原地区において、合計 4 筆、2, 237 平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、

公告日から令和19年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者については、認定農業者などであって、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第20号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第20号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第20号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第21号を議題といたします。
議案第21号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書23ページをご覧ください。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、加古川市が地域計画を定めようとするもので、同条第6項の規定に基づき、加古川市長から農業委員会の意見を求められたものです。

今回は神野町神野東地区、ほか6地区において地域計画を策定するものです。議案書の24ページ以降、それぞれの地区における地域計画案と目標地図を掲載しております。

まず、神野町の神野東、神野西、西之山の3地区においては、認定農業者である株式会社 [] の各支店が担い手となり、今後も地域の農地の大半を維持する計画となっています。

次に、志方町の細工所、大澤南部の2地区においては、認定農業者である農事組合法人 [] 営農組合を中心に、1～3ヘクタール前後を営農している利用者が目標地図に位置付け、引き続き地域の農地を維持する計画となっています。

次に、志方町の東中、野尻の2地区においては、認定農業者である農事組

合法人 ■■■■■ 営農組合が担い手となり、今後も地域の農地の3割程度を維持する計画となっています。

今回の総会上程に先立ち、地元神野町ならびに志方町東地区の委員・推進委員のみなさまにご意見を伺ったところ、特に支障があるとの意見はございませんでした。したがって、本計画は支障がなく、適正なものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第21号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第21号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第21号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。
(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第22号を議題といたします。
議案第22号の1番については、都倉 澄子 委員が役員を務める法人に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、都倉委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、都倉委員の退席をお願いします。

(都倉 澄子 委員 退席)

議長 では、議案第22号の1番について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の原田と申します。はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計

画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。なお、二つ以上の市町村の区域において営農している場合は、当該都道府県知事に申請し、申請のあった都道府県知事は当該市町村に意見を聴かなければならないとされています。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第22号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案53ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、加古川市平荘町池尻[]。申請者は、株式会社 []です。株式会社 []は、認定農業者として認定されておりましたが、認定期間が終了し、再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案54ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、施設野菜です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、小松菜の現状は、作付面積105a、生産量18.1tで、目標は、作付面積120a、生産量21tです。水菜の現状は、作付面積105a、生産量16.1tで、目標は、作付面積120a、生産量18.6tです。ルッコラの現状は、作付面積30a、生産量1.3tで、目標は、作付面積40a、生産量1.6tです。ほうれん草の現状は、作付面積60a、生産量5.1tで、目標は、作付面積80a、生産量6tです。トウモロコシの現状は、作付面積20a、生産量1.1tで、目標は、作付面積20a、生産量1.5tです。ズッキーニの現状は、作付なし、目標は、作付面積2a、生産量0.3tです。

続きまして、議案55ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。現状は、ハウスごとの播種計画、防除計画を作成及び効率的な生産体制の確立、土壌診断に基づく適正な施肥の実施、太陽熱消毒等による除草対策の実施に対して、目標・措置として、センサー利用、温度や土壌水分等による自動灌水技術の導入を考えています。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。現状は、栽培管理アプリを用いた生産管理、出荷データ等の把握及び従業員との共有、財務状況の把握、経営分析に対して、目標・措置として、財務状況の把握、経営分析を行い、月ごとの分析、前年との比較ができるようにします。⑤ 農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置について。現状は生産に携わるパート従業員の育成、パート従業員の労務環境の改善、休憩の付与、暑さ対策等に対して、目標・措置として、正社員として従業員1名の確保、労働時間の短縮、休日制の導入を考えています。

最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現状は、適切な品種選定、主に葉物野菜に対して、目標・措置として、新品种目の導入としています。

以上で説明を終わります。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。株式会社 [] の農業経営改善計画について、令和8年2月17日、市役所農業委員室にて、都倉農政委員長代理と私、また農業委員会事務局3名及び農林水産課職員2名の同席のもと、ヒアリングを行いましたので、その概要を報告いたします。

株式会社 [] は、平成27年3月、令和2年3月に認定農業者の認定を受けられており、このたび認定が切れたことから再認定を受けるため、農業経営改善計画を作成されました。

ほ場に関しては加古川市平荘町と稲美町の2か所で、主にハウスで軟弱野菜を栽培されるなど、順調に農業経営を続けておられ、今後はハウスでの葉物野菜の効率化をすることによって回転数を増やすことなど、また高収益作物を栽培したり果樹を今後栽培されるようなことで、更に収益拡大を計画されています。現状でいいますと代表者の負担が増えていることから、今後は正社員の雇用やパート従業員の育成・労働条件の改善などを考えておられ、法人としての安定した経営に向けて努力されているとのことをお聞きしました。

以上のことから、適正な計画と思われます。

また地元の平荘町ではこどもたちに農業体験を行うサイエンスファームを運営されており、地域貢献も積極的に行っており、今後の更なる活躍を期待しています。

以上、よろしくご審議ください。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第22号の1番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第22号の1番について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第22号の1番について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

それでは、都倉 澄子委員に着席願います。

(都倉 澄子 委員 着席)

議長 次に、議案第 22 号の 2 番について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明をお願いします。

農林水産課 続きまして、概要２についてご説明させていただきます。農林水産課農政係の甲斐と申します。

議案５３ページをご覧ください。申請者の住所は、高砂市曾根町[REDACTED]
[REDACTED]。申請者は [REDACTED] 様です。[REDACTED] 様は、令和７年６月３０日
まで認定農業者として認定されておりましたが、このたび認定期間が終了し、
再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案５７ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状の営農類型は施設野菜、目標とする営農類型は複合経営です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。イチゴの現状は、作付面積１２ａ、生産量４，８００ｋｇで、目標は、作付面積１２ａ、生産量５，２８０ｋｇです。ブロッコリーの現状は、作付面積０ａで、目標は、作付面積５０ａ、生産量６，０００ｋｇです。白トウモロコシの現状は、作付面積８ａ、生産量６４０ｋｇで、目標は、作付面積８ａ、生産量６４０ｋｇです。キャベツの現状は、作付面積１０ａ、生産量４，０００ｋｇで、目標は、作付面積３０ａ、生産量１２，０００ｋｇです。トウモロコシの現状は、作付面積１０ａ、生産量１，５００ｋｇで、目標は、作付面積３０ａ、生産量５，１００ｋｇです。

続きまして、議案５８ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。イチゴは貸与事業を利用した統合環境制御の導入により、生産規模を拡大し、安定した生産ができていますが、近年の酷暑により露地野菜の安定栽培ができていないので、バイオスティミュラント資材を検討していきます。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。貸与事業により借入をしたため、キャッシュフローを今まで以上にしっかりと管理し、農業機械の更新を行う際は費用対効果をしっかりと検討していきます。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。規模拡大に伴いパートタイマーを雇用したが、人材管理に関しては手探りのことが多くこれから学ぶことが多くあると感じており、今後は、核となる人材を育てる組織作りに着手していきます。

最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。直接販売の比率も上がっており、認知されていると感じており、イチゴ、白トウモロコシに関しては高単価で売れています。耕作面積もこれ以上は増える余地は余りないので栽培作物も高単価、高付加価値のものへの変更を検討していきます。

以上で説明を終わります。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。[]さんの農業経営改善計画について、令和8年2月18日、市役所農業委員室にて、都倉農政委員長代理と私、また農業委員会事務局3名及び農林水産課職員2名の同席のもと、ヒアリングを行いましたので、その概要を報告いたします。

[]さんは、平成27年3月に認定新規就農者、令和2年7月に認定農業者の認定を受けるなど、若手農業者として順調に農業経営を続けて来られ、このたび認定が切れたことから再認定を受けるため、農業経営改善計画を作成されました。

これまではハウスイチゴを中心に栽培され、生産量を増やしてこられました。が、今後は高単価、高付加価値の作物の割合を増やしたいことから、ブロッコリーの作付けを開始し、キャベツや白トウモロコシの作付面積も増やしていくとのことでした。また、収穫期が重ならないような作物を考えるなど、収益増に向けて計画されており、適正な計画と思われます。

市外在住ではありますが、東神吉町において積極的に営農する若手農業者の1人として、今後の更なる活躍を期待しています。

以上、よろしくご審議ください。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第22号の2番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第22号の2番について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第22号の2番について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時27分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和8年2月25日

署名委員 (13番)

署名委員 (14番)